

令和6年度社会福祉法人監査文書指摘事項

福島市福祉監査課

実施日	法人名	中項目	指摘内容・根拠法令	改善状況
令和6年7月10日	しのぶ福祉会		指摘事項なし	
令和6年7月24日	あいあい福祉会		指摘事項なし	
令和6年7月31日	愛和会	評議員会の議事録	評議員会議事録について、出席した評議員の氏名の記載がなかったため、もれなく記載すること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-3	改善済
令和6年7月31日	愛和会	理事の適格・適正	令和5年度2回連続の理事会欠席をしている理事があり、実際に理事会に出席できない者が名目的・慣例的に理事として選任され、理事としての職責が果たされていない恐れがある。今後は、会議日程の調整を綿密に行い理事会を開催すること。なお、これによる改善が困難であると法人が判断する場合は、新たな理事の選任を行うなど適正な組織運営を行うこと。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-4-(3)-1	改善中
令和6年7月31日	愛和会	理事長・業務執行理事の選任	理事長を理事会の決議で選定していないことを確認した。理事会を開催し、理事の中から選定すること。 理事候補者を選任する理事会において理事長候補者を選出して、その者が理事決定後の理事会決議を経ないまま理事長に就任することは正しい手続きではない。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-4-(4)-1	改善中
令和6年7月31日	愛和会	職員の任免等	施設長及び園長の選任を理事長の専決事項としていることを確認した。施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、その決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定される必要があるため、改めること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅢ-1-1	改善中
令和6年8月21日	泉福祉会		指摘事項なし	
令和6年8月28日	おかやま福祉会		指摘事項なし	
令和6年9月11日	北中央福祉会	評議員会の招集	評議員会を招集するには、評議員会の日の一週間前までに評議員に対して書面でその通知を発しなければならないが、通知していなかったため、今後は期間内に通知を発すること。 なお、評議員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく開催することが出来る。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-3-(2)-1	改善中
令和6年9月18日	さくら福祉会	評議員の適格・適正	前々年度から当該年度までの間における評議員会への欠席が連続している評議員が確認された。実際に評議員会に出席できない者が評議員として在任し、その職責が果たされていない実態があることから、欠席理由として予想がつく場合は、それらを考慮して日程調整すること。今後も出席困難な状況が続くと判断する場合は、新たな評議員の選任を行うなどの適正な組織運営を行うこと。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-3-(1)-2	改善中

令和6年9月18日	さくら福祉会	職員の任免等	施設長及び園長の選任を理事長の専決事項としていることを確認した。施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、その決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定される必要があるため、改めること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅢ-1-1	改善中
令和6年9月18日	さくら福祉会	不動産の借用手続	鳥川保育園敷地として賃借している土地（上鳥渡字東谷地2-1）の利用権(地上権又は借地権)が未設定であることを確認した。社会福祉施設の事業用地については原則、所有権を有していることが望ましいが、継続的な運営を進めるために、早期に利用権の設定を行うべく、引き続き地主との交渉を行うこと。☒ なお、交渉の経過を記録しておくこと。 【根拠】指導監査ガイドラインⅢ-2-(4)-1	改善中
令和6年9月25日	常照福祉会		指摘事項なし	
令和6年10月9日	誠信会	理事の適格・適正	社会福祉法人の理事長が学校法人の理事長に就いており、その学校法人の理事に社会福祉法人の3名の理事が就任していることを確認した。この状況は、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれている状態であるため、早急に適正な理事構成にすること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-4-(3)-1	改善中
令和6年10月9日	誠信会	理事の適格・適正	令和4～5年度2回連続の理事会欠席をしている理事が複数おり、実際に理事会に出席できない者が名目的・慣例的に理事として選任され、理事としての職責が果たされていない恐れがある。今後は、会議日程の調整を綿密に行い理事会を開催すること。なお、これによる改善が困難であると法人が判断する場合は、新たな理事の選任を行うなど適正な組織運営を行うこと。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-4-(3)-1	改善中
令和6年10月16日	聖母愛真会	理事の選任・解任	評議員会で理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごと決議を行わなければならないと法人定款に定めてあるが、候補者ごとに決議を行っている経過がないため今後改めること。 なお、議事録には候補者ごとに決議したことがわかるように記載すること。 【根拠】貴法人定款第14条	改善中
令和6年10月16日	聖母愛真会	理事の適格・適正	令和4～5年度2回連続の理事会欠席をしている理事があり、実際に理事会に出席できない者が名目的・慣例的に理事として選任され、理事としての職責が果たされていない恐れがある。今後は、会議日程の調整を綿密に行い理事会を開催すること。なお、これによる改善が困難であると法人が判断する場合は、新たな理事の選任を行うなど適正な組織運営を行うこと。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-4-(3)-1	改善中
令和6年10月23日	ちゅうりっぷ福祉会	監事の業務	令和4年度に理事会を3回連続欠席している監事、令和5年度第2回理事会では監事が全員欠席していることを確認した。実際に理事会に出席できない者が名目的・慣例的に監事として選任され、監事としての職責が果たされていない恐れがある。今後は、会議日程の調整を綿密に行い理事会を開催すること。なお、これによる改善が困難であると法人が判断する場合は、新たな監事の選任を行うなど適正な組織運営を行うこと。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-5-(3)-1	改善中

令和6年10月23日	ちゅうりっぷ福祉会	不動産の借用手続	大森字日蔭89、93番地の借地に利用権（地上権、賃借権）の設定がされていなかった。事業の存続を担保するため、引き続き利用権の設定に努めること。 また、利用権の設定にかかる地主交渉の記録をとり保管しておくこと。 【根拠】指導監査ガイドラインⅢ-2-(4)-1	改善中
令和6年10月30日	つばさ福祉会		指摘事項なし	
令和6年11月13日	篤仁会		指摘事項なし	
令和6年11月27日	福島愛育園		指摘事項なし	
令和6年12月11日	大生福祉会		指摘事項なし	
令和6年12月18日	福島福祉会		指摘事項なし	
令和7年1月29日	ライフ・タイム・福島		指摘事項なし	
令和7年2月3日	ゆかり福祉会	理事会の決議	決議の省略にて行われた理事会において、特別の利害関係を有する理事が同意をしており、理事会議事録にも「特別の利害関係を有する理事はいなかった」と記録されている。 決議の省略であっても特別の利害関係を有する理事が決議に加わることは出来ないため、改めること。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-6-(1)-2	改善中
令和7年2月12日	福島更生義肢製作所	理事の構成	唯一の施設の管理者である理事が辞任して以降、施設の管理者である理事が不在であることを確認した。施設を設置している場合は、施設管理者のうち一人以上を含むよう、適切に理事を選任すること。なお、理事の選任の際に、各候補者が社会福祉法第44条第4項各号どの区分に該当するか、議案書等に明記することが望ましい。 【根拠】指導監査ガイドラインⅠ-4-(3)-2	改善済

※「改善状況」は、改善結果報告書提出時点の状況になります。